

働くために生きるのですか？

知っていますか？36協定

JR九州で残業代の未払い問題があったのは記憶に新しいと思いますが、社会的にも長時間労働や過労死等が問題になっています。なぜこのような問題が起きるのでしょうか？

労働基準法では、使用者が**1日8時間、週40時間**を超えて労働者を働かせることを原則禁止しています。この原則を超えて働くことを残業や、時間外労働と呼びます。

禁止されているはずなのに、なぜ働くことができるのでしょうか？それは**労働基準法36条**による、使用者と労働者が残業に関する**労使協定**を結んで、労働基準監督署に届け出ると、協定の定める範囲内で残業できるようになります。また同法は、週1日の休日も定めています。休日にも働くことも可能になります。ただし、協定なく残業させると処罰の対象になります。これを**通称36さぶろく**協定と言います。

しかし、協定さえあれば上限なく残業できるわけではありません。労基法では残業の限度も定めており、**1カ月45時間、年間360時間**となっています。

長時間労働 なぜ横行？

36協定で上限の定めがあるにも関わらず、なぜ長時間労働が横行し、過労死や精神疾患等で退職を余儀なくされている人が後を絶たないのでしょいか？

実は、36協定には特別条項付き36協定があり、場合によっては45時間以上働かせることもできます。

みなさんの職場を考えてみてください。職場の人員が足りなくて一人当たりの**仕事量が増えていませんか？**そうです、人件費削減のための合理化によって長時間働かざるを得ない状況になっているのです。

みなさんは何のために働いていますか？生きるため、自分の生活のためではないのですか？

休日が「休養の適正」のためだけになっている気がする...



悩んだらいつでも相談してください。



第 58 号
2016年 10月15日
発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号
ニッコーハイツ1003号
JR 092-2075
NTT092-483-1515